

新潟駅南口空港バス運行支援事業事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟県、新潟市が実施する新潟駅南口空港バス運行支援事業の運行事業者（以下「運行事業者」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、「新潟駅南口空港バス運行支援事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、運行事業者の選定基準及び同基準に基づく申請内容の検討を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、新潟駅南口空港バス運行支援事業等について見識を有する者をもって組織する。

- 2 委員会は必要に応じてオブザーバーの委員を置くことができる。
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成20年8月1日から、運行事業者が決定した日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この委員会の任期が終了した後も同様とする。

(会議の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議開催に必要な定足数はオブザーバーの委員を除いて過半数以上とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は新潟県交通政策局港湾振興課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

新潟駅南口空港バス運行支援事業 事業者選定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
長岡技術科学大学 環境・建設系 教授	中出 文平	委員長
新潟大学 経済学部 准教授	大串 葉子	
財団法人新潟経済社会リサーチセンター 調査部長	梅崎 治夫	
新潟県 交通政策局 港湾振興課長	田村 定文	オブザーバー委員
新潟市 都市政策部 都市交通政策課長	松田 暢夫	オブザーバー委員